

美術工芸品保存修理用具・原材料管理等業務支援事業国庫補助要項

〔令和 2 年 6 月 1 日〕
文化庁長官決定

1. 趣 旨

この要項は、美術工芸品の保存修理に必要な高品質の用具・原材料を確保し継続的に供給するために必要な管理等に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、美術工芸品の保存修理に必要なものとして文化庁が認める用具製作者又は原材料生産者若しくは地方公共団体その他団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、以下に掲げる事業とする。

- (1) 下草刈り及び除草
- (2) 剪定及び間伐
- (3) 山焼き
- (4) 病虫害及び害獣対策（捕獲、防護網等設置）
- (5) 荒皮剥き
- (6) 管理のために必要な設備（標識、説明板、境界標、囲い等）の設置、通路の整備及び資料作成
- (7) 用具・原材料の確保
- (8) 調査・研究・研修
- (9) 後継者の育成
- (10) 記録の作成及び普及・啓発

4. 補助対象経費

- (1) 主たる事業費
 - ア. 下草刈り・除草経費
 - イ. 剪定・間伐経費
 - ウ. 山焼き経費
 - エ. 病虫害・害獣対策経費
 - オ. 荒皮剥き経費
 - カ. 管理設備・通路整備・資料作成経費
 - キ. 用具・原材料確保経費
 - ク. 調査・研究・研修経費
 - ケ. 後継者育成経費
 - コ. 記録作成・普及・啓発経費
- (2) その他の経費
 - ア. 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の 50%とする。

- (1) 補助事業者が個人（常時使用する従業員の数が 20 人以下の事業者を含む）である場合における補助金の額は、補助対象経費の 70%とする。
- (2) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は、補助対象経費の 80%とする。
- (3) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値）が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

